

基準 5 経営・管理と財務

基準 5 経営・管理と財務

5-1 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

八戸学院大学短期大学部（以下、本学）の設置者である学校法人光星学院（以下、法人）は、「学校法人光星学院寄附行為（以下、寄附行為）」第 3 条に「この法人は、教育基本法および学校教育法に従い、学校を設置し、学術技芸を授けるとともに、カトリックの精神に則る道德教育を施し、高尚なる人格の完成を期し、現代社会が要請する有為の人材を育成することをもって目的とする」と掲げ、教育基本法、学校教育法その他の関連法令に基づき運営している。また、「学校法人光星学院公益通報に関する規程」に基づき、公益通報者保護法に準拠した体制を整備している。

本学では、建学の精神や地域との連携による教育を推進することにより、私学としての自主性を保ち、「学校法人光星学院運営組織規程」などに基づき、組織体制を構築するとともに、教育機関としての公共性を高め、社会の要請に応える運営を行っている。

【資料 F-1】学校法人光星学院寄附行為

【資料 5-1-1】学校法人光星学院寄附行為施行細則

【資料 5-1-2】学校法人光星学院公益通報に関する規程

【資料 5-1-3】学校法人光星学院運営組織規程

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

「寄附行為」第 3 条に定める「高尚なる人格の完成を期し、現代社会が要請する有為の人材を育成する」という法人の目的を実現するため、理事会、評議員会および常任理事会は、毎年度、具体的な事業計画を策定し、当該年度経過後に事業報告書を取りまとめ、評価を行っている。

また、理事会は財政再建のため平成 17(2005)年度に「第 1 次経営改善計画（5 ヶ年）」を、平成 22(2010)年度に「第 2 次経営改善計画（5 ヶ年）」を策定し、人件費の削減を柱とした経営基盤の強化に取り組むとともに、法人全体の使命・目的の実現に向けた努力を着実に継続した結果、平成 26(2014)年度末に帰属収支差額（現基準名：基本金組入前当年度収支差額）の実質的な黒字化を達成した。その後、法人全体としての学生生徒等納付金は増加したものの退職金等の支出の影響により、令和元(2019)年度の基本金組入前当年度収支差額（以下、収支差額）はマイナス 2 億 900 万円となった。しかしながら、令和 2(2020)年度は、大学・高等学校における入学者数の増加やコロナ禍における支出の減少などにより、収支差額（資産処分差額は除く）はマイナス 3,000 万円まで改善し、この回復基調は次年度以降も続く見込みである。

法人全体の諸課題克服の検討を進めるため、平成 28(2016)年度に「新学院構想戦略会議」を設置し、大学ビジネス学部の「地域経営学部」への改組、八戸学院短期大学の校名変更、本学ライフデザイン学科の募集停止など、抜本的な改革を行った。平成 29(2017)年度には「新学院構想戦略会議」で検討された改革計画の着実な実施、ならびに「第 3 次中期 5 カ年計画」の継続審議事項などを検討するため、「新学院構想戦略会議」を改組して「経営会議」を新たに設置した。「経営会議」での審議、理事会での承認を得て、法人全体のグローバル展開および本学介護福祉学科の増設を行った。

平成 31(2019)年度には、少子化対策による定員確保の方策や「令和 3(2021)年度以降の中期計画」の策定などを検討するため、それまでの「経営会議」を改組して「総合企画室会議」を設置した。本会議では、6 項目の検討課題を設定して議論を進めた結果、八戸学院大学健康医療学部人間健康学科の収容定員増の認可申請、ならびに美保野地区を中心とするキャンパス整備について審議され、理事会で承認された。なお、令和 3(2021)年度からは「総合企画室会議」を「法人運営協議会」に改組して新たな検討課題の洗い出しに着手した。

【資料 F-1】 学校法人光星学院寄附行為

【資料 F-6】 令和 3 年度事業計画書

【資料 F-7】 令和 2 年度事業報告書

【資料 5-1-1】 学校法人光星学院寄附行為施行細則

【資料 5-1-4】 第 1 次経営改善計画書

【資料 5-1-5】 第 2 次経営改善計画書

【資料 5-1-6】 第 3 次中期 5 カ年計画書

【資料 5-1-7】 令和 3(2021)年度以降の中期計画書

【資料 5-1-8】 令和 2(2020)年度総合企画室会議議事録

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

1. 環境保全への配慮

環境保全については、平成 23(2011)年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を契機として、法人全体で「節電・節水」に取り組んでいる。教育機関ごとの光熱水費の使用状況報告を E メールで配信し、消費エネルギーの節約に努めているとともに、令和 2(2020)年度には法人内全施設の照明を LED 機器に転換する工事を実施し、さらなる節電効果を実現した。

2. 人権への配慮

人権保護については、「学校法人光星学院個人情報保護規程」および「八戸学院図書館個人情報保護規程」に基づき、法人内の教職員・学生・保護者などの個人情報の保護にあたっている。また、人権保護を遵守するため「学校法人光星学院ハラスメント防止等に関する規程」に基づき、法人内の各部署に相談員を配置している。

【資料 5-1-9】 学校法人光星学院個人情報保護規程

【資料 5-1-10】 八戸学院図書館個人情報保護規程

【資料 5-1-11】 学校法人光星学院ハラスメント防止等に関する規程

3. 安全管理への配慮

安全管理については、「学校法人光星学院危機管理規程（以下、危機管理規程）」に基づき、危機管理に対する対処方法、連絡体制などを明確にしている。また、学内危機管理体制は、夜間の警備に関しては警備会社に委託しているが、非常時には昼夜を問わず「危機管理規程」に基づいた対応を行う体制を取っている。なお、平成 23(2011)年 4 月に「危機管理マニュアル」を作成した。

学生の学内外での事件および事故などについては、学生委員会・短大事務室・教務学生課が中心となって対応している。学生対象の交通事故防止対策については、交通安全講習会を毎年度、4 月と 9 月に実施している。また、技術職員（スクールバス運転士）対象の交通安全に関する講習会を定期的に開催している。

令和元(2019)年度からはキャンパス内の安全確保のため、パトロールカーで毎日定期的に巡回監視を行っている。

【資料 5-1-12】学校法人光星学院危機管理規程

【資料 5-1-13】八戸学院大学短期大学部危機管理マニュアル

【資料 5-1-14】交通安全講習会に関する資料

4. 防災管理への配慮

防火管理については、「八戸学院大学短期大学部防火管理規程（以下、防火管理規程）」に基づき、防火管理組織および自衛消防隊組織を設置し、消防訓練（消火、通報、避難）を毎年度、実施している。加えて、「防火管理規程」第 6 条の消防用設備等の点検基準に基づき、消防用設備などの自主点検および業者委託点検を実施し、その結果については消防署に届け出を行っている。

また、キャンパス内に AED（自動体外式除細動器）を 9 台設置するとともに、外部機関が実施している講習会へ毎年度、職員を派遣することで、緊急時において素早く対応できるような環境を整えている。

【資料 5-1-15】八戸学院大学短期大学部防火管理規程

【資料 5-1-16】令和 2 年度消防訓練実施計画書

【資料 5-1-17】令和 2 年度八戸地域防災協会事業所研修会の開催案内

5. 労働環境・健康への配慮

教職員の健康を確保するため、「学校法人光星学院教職員安全衛生管理規程」に基づき、定期健康診断などを毎年度、実施している。また、衛生管理者による職場パトロールとして、労働安全衛生法および学校安全衛生法に基づく「チェックリスト」を用いて、毎週定期的に点検を実施している。

さらに、平成 26(2014)年 6 月 25 日に労働安全衛生法が改正され、ストレスチェックが義務化されたこととともない、平成 28(2016)年から毎年度、全教職員を対象に実施している。

【資料 5-1-18】学校法人光星学院教職員安全衛生管理規程

【資料 5-1-19】衛生管理者職場パトロールのチェックリスト

【資料 5-1-20】ストレスチェックの案内および調査票

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

法人全体の学生・生徒数の増加や経営基盤の強化に向けた新たな改革の推進を、「法人運営協議会」のもとで行う。

「防火管理規程」に基づいて、緊急時に対応できる訓練を継続的に実施する。また、法人全体の「危機管理マニュアル」の策定にむけて、検討を進める。

5-2 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

法人は、「寄附行為」第 12 条に基づき法人の最高意思決定機関として理事会を、「寄附行為」第 17 条に基づき理事会の諮問機関として評議員会を設置している。また、法人の業務を円滑に運営するため、「学校法人光星学院寄附行為施行細則（以下、寄附行為施行細則）」第 5 条に基づき、理事会機能を補佐する会議として常任理事会を設置している。

法人の管理運営に関する基本方針は、私立学校法、「寄附行為」および「寄附行為施行細則」をはじめとする関連諸法令に基づいて定められている。

理事会は、内部理事 5 人および外部理事 3 人の 8 人で構成されている。内部理事は理事長、常務理事、理事長補佐、大学長、および幼稚園長の 5 人である。外部理事は弁護士 1 人、企業経営者 2 人であり、理事会において本学の管理運営に関して幅広い視野で協議・検討している。理事会の決定事項は、八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部運営会議（以下、運営会議）および八戸学院大学短期大学部教授会（以下、教授会）で報告・周知されている。

なお、理事会への理事・監事の出席状況は適切であり、欠席する場合の委任状の取り扱いについても、私立学校法および法人寄附行為の規定にしたがって適切に対応している。

また、常任理事会は、常任理事 5 人（理事長、常務理事、理事長補佐、大学長、幼稚園長）と教育部門長（短期大学部学長、高等学校長 2 人、幼稚園長 2 人）および常勤監事で構成されており、毎月 1 回定例で開催し、管理部門はもとより教学部門の情報交換・討議の機会を設けている。令和 2(2020)年度の常任理事会は、4 月から翌年 3 月まで計 12 回開催され、理事会に上程する案件の審議や各施設の状況報告、情報共有、新型コロナウイルス感染防止対策に係る協議などを行った。

学長は、評議員会および常任理事会の主要な構成員である。学長が本学の意思を評議員会、理事会などに上程することにより、法人の運営に本学の意思が反映されている。

平成 29(2017)年 4 月に理事長を座長とする「経営会議」を設置し、法人全体の「第 3 次中期 5 ヶ年計画」に基づいて、諸改革を加速させた。平成 31(2019)年 4 月に「経営会議」を改組した「総合企画室会議」においては、法人全体のグローバル化や新たな中長期計画の策定に向けて検討し、6 項目の検討内容を理事会に報告した。

法人・本学の管理運営体制は、図 5-2-1 のとおりである。

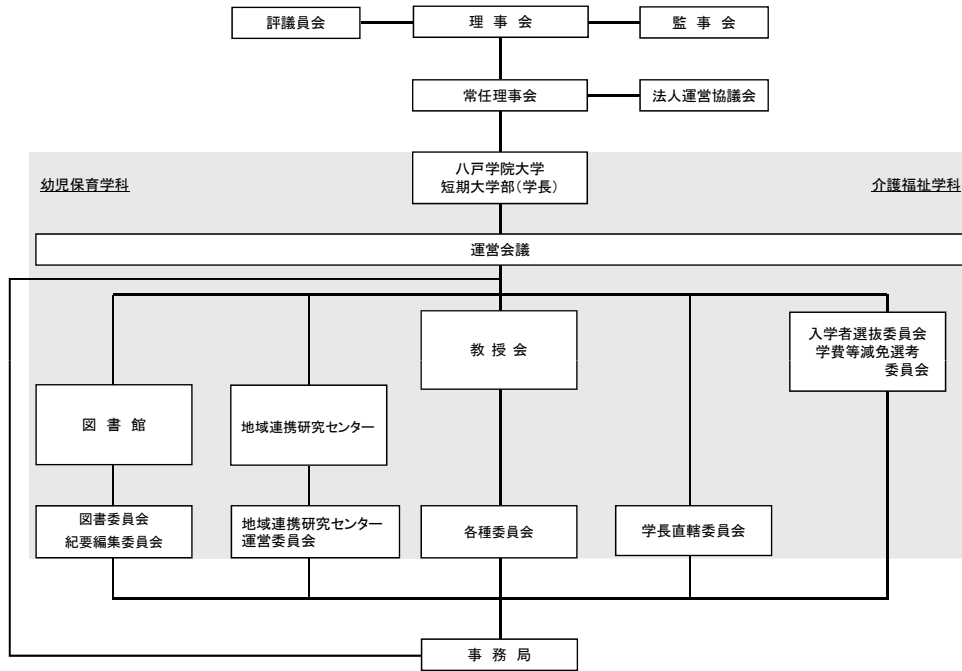


図5-2-1 法人・本学の管理運営体制

【資料 F-1】 学校法人光星学院寄附行為

【資料 F-10】 令和 2 年度理事会開催状況（開催日、理事・監事の出席状況）

【資料 5-2-1】 学校法人光星学院寄附行為施行細則

【資料 5-2-2】 学校法人光星学院運営組織規程

【資料 5-2-3】 令和 2 年度理事会議事録

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

令和 2(2020)年度にスタートした「令和 3 年度以降の中期計画」の策定内容に基づき、各教育施設の将来構想を段階的に実行する。さらに令和 3(2021)年 4 月に立ち上げた「法人運営協議会」のもとで、令和 3 年度以降の中期計画の継続審議事項の検討ならびに追加事項の審議を行う。

5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び短期大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

法人の最高意思決定機関である理事会は、法人の設置する学校の管理運営に関する基本方針のほか、財務内容および人事案件などについて審議している。また、理事会を補佐す

る機関として常任理事会を設置して毎月定例で会議を開催しており、議長である理事長がリーダーシップを発揮できる体制を整備している。

本学における教学部門の審議機関である運営会議および教授会は、主として教育研究に関する基本方針の策定、「八戸学院大学短期大学部学則（以下、学則）」および諸規程の制定・改廃、教育課程および単位認定に関する事項、学生の生活指導のほか、教員の採用・昇任に関する事項などについて審議している。

学長は、教育および研究に関する重要事項ならびに教学部門の意思を、常任理事会に上程している。理事会においては、教学部門の提案事項についても活発な意見交換を行っており、管理部門と教学部門との連携が図られている。また、事務局では定期的に本学および法人合同の部長会を開催しており、情報の共有やコミュニケーションは十分に図られている。

【資料 F-3】 八戸学院大学短期大学部学則

【資料 5-3-1】 八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部運営会議規程

【資料 5-3-2】 八戸学院大学短期大学部教授会規程

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

学長は、理事会、評議員会および常任理事会に対して教学部門の意思を的確に伝え、理事会なども教学部門の意見を尊重しながらも慎重に審議することによって、管理部門と教学部門との連携が図られているとともに、相互のチェック体制も適切に機能している。

理事会の決定事項は、学務部長が運営会議に報告・説明するとともに、法人側からは総務部長が会議に出席している。また、理事会の決定事項および運営会議の審議結果は、学務部長が教授会に報告し、情報の共有を図っている。さらに、理事会および運営会議における決定事項については、定期的に開催している学務部課長・室長会で報告され、事務職員に対しても周知徹底が図られている。

法人では、「寄附行為」第 5 条第 1 項第 2 号において監事を 2 人～3 人と定めており、監事の選任については「寄附行為」第 7 条において「監事は、この法人の理事、職員（学校の長、教員その他の職員を含む。以下同じ）または評議員以外の者のうちから、評議員会ならびに理事会の同意を得て、理事長が選任する」と規定し、適切に行われている。

平成 29(2017)年 6 月 1 日から金融機関元役員 1 人を監事に加え、会計事務所経営者との 2 人体制で、定期開催の監事会を含め業務監査・会計監査を実施している。また、書類監査だけに止まらず、理事会・評議員会への出席のほか、会計監査人との情報交換会、主管部の課長との面談、法人内各種イベントなどでの意見収集、情報交換を行っている。なお、監事のうち 1 人は、平成 31(2019)年 4 月 1 日から常勤として業務にあたっている。

評議員の選任については、「寄附行為」第 21 条の規定に基づいて適切に行っている。なお、本学からは学長に加えて学務部長が評議員に選任されており、相互チェックの機能性が担保されている。

評議員会は、「寄附行為」第 17 条に基づき理事会の諮問機関として設置され、「寄附行為」第 19 条において、理事長はあらかじめ評議員会の意見を聞くこととしている。また、「寄附行為」第 32 条において、理事長は、毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に決算および事業の実績を報告し、評議員会の意見を求めなければならないと規定している。評議員会へ

の評議員の出席状況は毎年度、高い出席率を維持している。

令和 2(2020)年度における評議員会や監事会等の実施状況などは、評議員会議事録、監事会記録、会計監査人・監事・監査室との情報交換会記録、監事監査記録、内部監査記録のとおりである。また、監事は理事会・評議員会に毎回出席しており、法令にしたがって適切に意見を表明している。

【資料 F-1】 学校法人光星学院寄附行為

【資料 F-10】 令和 2 年度評議員会開催状況（開催日、評議員の出席状況）

【資料 5-3-3】 令和 2 年度評議員会議事録

【資料 5-3-4】 令和 2 年度監事会記録

【資料 5-3-5】 令和 2 年度会計監査人・監事・監査室との情報交換会記録

【資料 5-3-6】 令和 2 年度監事監査記録

【資料 5-3-7】 令和 2 年度内部監査記録

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

法人と管理運営部門との間での意思決定、情報共有などの連携および相互チェックを今後も継続して行う。

5-4 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

理事会では、「第 3 次中期 5 ヶ年計画」の継続審議事項の検討ならびに追加事項の審議において、本学ライフデザイン学科は定員確保の改善が困難と判断し、平成 30(2018)年度末で廃止した。平成 31(2019)年 4 月には、地域の介護人材需要の大幅な増加に応えるべく、介護福祉学科を開設するなど、「第 3 次中期 5 ヶ年計画」を着実に実施している。

【資料 5-4-1】 第 3 次中期 5 ヶ年計画

【資料 5-4-2】 令和 2 年度事業活動収支実績

【資料 5-4-3】 令和 3 年度当初予算書

【資料 F-11】 決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

1. 財務基盤と収支バランス

法人における令和 2(2020)年度の収支は、大学の健康医療学部人間健康学科および八戸学院光星高等学校の在籍数が大きく伸びたため、教育活動収支差額および経常収支差額が前年度比 1 億 5,000 万円改善した。なお、令和 3(2021)年度の入学者数は、幼児保育学科 86 人、介護福祉学科 16 人であり、入学定員充足率は 85.0%であった。短期大学部全体の

定員充足率は78.9%と依然として厳しい状態にある。

法人全体の収支差額は、「第2次経営改善計画」前の平成21(2009)年度は4億円超のマイナスだったが、年々マイナス幅が縮小し、平成26(2014)年度はマイナス1,900万円(過年度分減価償却費増の特殊要因あり)となって実質的にプラスを確保し、「第2次経営改善計画」の目標を達成できた。平成27(2015)年度は、減価償却費増加や図書廃棄等の特殊要因でマイナス9,200万円となった。平成28(2016)年度、平成29(2017)年度、平成30(2018)年度、令和元(2019)年度は、学生生徒等納付金の減少と補助金減少等の影響が大きく、収支差額はそれぞれマイナス9,500万円、マイナス1億9,400万円、マイナス1億6,500万円、マイナス2億900万円と悪化したが、令和2(2020)年度については特別要因(100%子会社の株式評価損)の影響額を除いてマイナス3,000万円と実質的に大幅に収支を改善することができた。この基調を継続し、令和3(2021)年度もさらに収支を改善できる見通しである。

本学の収支バランスは、平成26(2014)年度はプラス1億6,400万円、平成27(2015)年度はプラス1億2,600万円、平成28(2016)年度はマイナス1,500万円、平成29(2017)年度はマイナス3,800万円、平成30(2018)年度はプラス71万円、令和元(2019)年度はマイナス5,600万円、令和2(2020)年度はマイナス2,500万円であった。

過去5年間の財務比率は、表5-4-1、表5-4-2のとおりである。

【資料 F-11】 決算等の計算書類(過去5年間)、監事監査報告書(過去5年間)

表5-4-1 法人全体の各種財務比率

比率	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人件費比率	55.6%	59.9%	57.1%	58.1%	59.0%
人件費依存率	97.1%	107.7%	106.6%	104.7%	113.5%
教育研究経費比率	34.3%	35.2%	36.6%	38.1%	32.2%
学生生徒等納付金比率	57.3%	55.6%	53.6%	55.5%	52.0%
補助金比率	25.4%	26.3%	29.9%	30.2%	32.9%

表5-4-2 短期大学部単体の各種財務比率

比率	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人件費比率	66.2%	66.3%	56.2%	77.5%	66.7%
人件費依存率	89.1%	90.1%	83.2%	115.1%	112.6%
教育研究費比率	30.0%	35.7%	33.7%	35.3%	36.8%
学生生徒等納付金比率	74.2%	73.5%	67.6%	67.3%	59.2%
補助金比率	17.9%	18.3%	21.9%	24.8%	26.0%

2. 外部資金の導入

本学院の外部資金には、①各種受託研究・受託事業、②科学研究費補助金、③光星学院

イノベーションプログラム（基金）がある。令和 2(2020)年度の各種受託研究・受託事業の実績は、672 万円であった。科学研究費補助金については、令和 2(2020)年度の交付額は 20 万円であった。光星学院イノベーションプログラム（基金）については、令和 2(2020)年度は 2,579 万円を獲得、基金創設から 14 年間で総額 6 億 8,955 万円の寄付を受け、現在の繰越残高は 1 億 1,162 万円となっている。

【資料 5-4-4】八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部受託研究取扱規程

【資料 5-4-5】八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部学外共同研究規程

【資料 5-4-6】八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部科学研究費補助金経理事務取扱規程

【資料 5-4-7】八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部公的研究費の管理・監査に関する規程

【資料 5-4-8】学校法人光星学院イノベーションプログラム（基金）運営委員会規程

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

「総合企画室会議」が策定した法人全体の「令和 3(2021)年度以降の中期計画」のもと、少子化による 18 歳人口減少に伴う学納金収入の減収を見据え、計画に沿った将来の安定的な入学定員数の確保と補助金獲得の強化、収入に見合った支出の抑制を行い、財務基盤と収支バランスの安定化を図る。

また、令和 2(2020)年度から実施された高等教育の一部無償化、高等学校の就学支援制度の大幅拡充、および幼稚園の新制度への移行に伴う収支への影響について、注視していく。

5-5 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

法人の会計処理に関しては、「学校法人会計基準」、「学校法人光星学院経理規程」および「学校法人光星学院経理規程施行細則」に基づき、適切に行われている。固定資産および物品等についての会計処理は、「学校法人光星学院固定資産および物品管理規程」に、また、「学則」・「八戸学院幼稚園園則」に定める授業料・教育費・教育充実費・実習教育費等以外に各施設が徴収する預り金等の費用に関する会計処理は、「学校法人光星学院学校徴収金等取扱要綱」に基づき、それぞれ適切に行われている。

本学における研究費の会計処理は、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部研究者の行動規範」、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部における公的研究費の管理・監査および研究活動における不正行為への対応等にかかわる基本方針」、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部公的研究費の管理・監査に関する規程」、「八戸学院大学・八戸学院大学短

期大学部学外共同研究規程」、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部受託研究取扱規程」、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部科学研究費補助金経理事務取扱規程」、「八戸学院大学短期大学部専任教員研究経費助成金取扱規程」に基づき、適切に行われている。

予算編成は、両学部および委員会ごとに翌年度の事業計画と予算原案を1月に策定している。これに基づき、総務部財務課（以下、財務課）が中心となって各教育施設の担当部署と協議を重ね、法人全体の予算案を2月に作成し、常任理事会を経て3月の評議員会での意見聴取後、理事会で決定している。また、年度内における予算の追加、その他の変更を必要とする際は、補正予算の編成を行っている。令和2(2020)年度は、11月の常任理事会、評議員会を経て理事会で議決した。

決定した予算（補正予算も同様）は、理事長から各教育施設長宛てに通知している。予算の執行（日々の会計処理）は、各教育施設の経理担当部署において指定日ごとに支払表を作成し、財務課に提出、財務課で元帳に記帳処理する。払出・振込の決裁は財務担当部長・事務局長を経て理事長が行い、財務課が全施設分を一括で処理している。決算は、財務課が会計年度終了後2ヵ月以内に決算書類案を作成して、監事による監査と公認会計士による監査を受け、理事会に上程して承認を受けたあと、評議員会に報告している。

【資料 5-5-1】学校法人光星学院経理規程

【資料 5-5-2】学校法人光星学院経理規程施行細則

【資料 5-5-3】学校法人光星学院固定資産および物品管理規程

【資料 5-5-4】学校法人光星学院学校徴収金等取扱要綱

【資料 5-5-5】八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部研究者の行動規範

【資料 5-5-6】八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部における公的研究費の管理・監査および研究活動における不正行為への対応等にかかわる基本方針

【資料 5-5-7】八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部公的研究費の管理・監査に関する規程

【資料 5-5-8】八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部学外共同研究規程

【資料 5-5-9】八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部受託研究取扱規程

【資料 5-5-10】八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部科学研究費補助金経理事務取扱規程

【資料 5-5-11】八戸学院大学短期大学部専任教員研究経費助成金取扱規程

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

法人は、会計監査人による監査、監事による監査のほか、法人内に設置した監査室による内部監査の実施に加え、会計監査人、監事および監査室との情報交換会を実施することにより、適切に監査業務を管理・運営している。

会計監査は、2人の公認会計士と年間を通じて計240時間の監査時間の契約をしており、期中監査・期末監査・現物実査をとおして、理事会議事録・評議員会議事録、会計関係帳簿・帳票類・決算関係書類、各種保管書類などの厳正な監査を行っている。

期中監査は、令和2(2020)年12月に総務部に対し、実施した。現物実査は、令和3(2021)年4月に八戸学院光星高等学校と総務部に対して行った。期末監査は、令和3(2021)年4月に八戸学院光星高等学校に対し、令和3(2021)年5月に総務部に対して実施した。

会計監査では、経理処理の指摘だけではなく、総務部保管書類、人事関係書類などについても指摘をするなど、事務処理全般にわたって厳正に実施した。「会計監査報告事項」については、令和 3(2021)年 6 月に理事長以下幹部職員が一堂に集まり、公認会計士からの説明・講評を受けた。

監事は、会計事務所経営者および金融機関役員経験者の 2 人体制であり、監事会を 5 回、監事監査（業務監査・会計監査）を 5 回実施した。また、理事会・評議員会への出席のほか、役員懇談会や各部署の部課長との面談、法人主催の懇談会などの各種イベントで意見収集・情報交換を行った。監査室による内部監査は全施設を対象に実施している。

【資料 5-5-12】令和 2 年度監査報告書

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

会計監査および業務監査からの指摘事項に関する対応は「部長会議」で協議・検討の上、迅速に改善する。

適正かつ効率の良い事務処理を行うに当たって、会計関連については総務部財務課が、他の業務については総務部総務課が、引き続きそれぞれの担当職員に指導を行う。

【基準 5 の自己評価】

法人は、「寄附行為」、「学校法人光星学院公益通報に関する規程」、「学校法人光星学院運営組織規程」などに基づき、組織体制を構築し適切に運営している。「法人運営協議会」で「令和 3 年度以降の中期計画」の着実な実施と継続審議事項などの検討を行い、使命・目的の実現への継続的努力を行っている。また、環境保全については、法人全体で「節電・節水」に取り組んでいる。人権保護や安全への配慮については、「学校法人光星学院ハラスメント防止等に関する規程」、「危機管理規程」および「防火管理規程」に基づき、適切に行っている。

「寄附行為」第 12 条に基づき理事会を、また、理事会の諮問機関として「寄附行為」第 17 条に基づき評議員会を設置している。理事会機能を補佐する会議として常任理事会を「寄附行為施行細則」第 5 条に基づき設置している。学長が本学の意味を理事会などに上程することにより、法人の運営に本学の意味が反映されている。このように本学の使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制は整備され適切に機能している。

理事会の決定事項は、運営会議および教授会で報告・周知されている。また理事会、評議員会および常任理事会の主催者である理事長は、教学部門の意思を的確に伝え、管理部門と教学部門との連携が図られている。

法人は、中長期的な計画に基づき財務運営を行っている。理事会は、「第 3 次中期 5 ヵ年計画」の継続審議事項の検討ならびに追加事項の審議において、本学ライフデザイン学科の廃止と、平成 31(2019)年 4 月に介護福祉学科を開設することを決定し、実現した。法人全体の収支差額は、介護福祉学科の完成年度である令和 2(2020)年度以降も、学納金の増収があるとはいえ厳しい状況は当面続く試算となっているが、令和 2(2020)年度決算においてはマイナス幅を大きく削減した。

法人の会計処理は、「学校法人会計基準」、「学校法人光星学院経理規程」および「学校法人光星学院経理規程施行細則」によって、また固定資産および物品等についての会計処理

は「学校法人光星学院固定資産および物品管理規程」で、各施設が徴収する預り金等の費用に関する会計処理は「学校法人光星学院学校徴収金等取扱要綱」によって、各教育施設および財務課で適切に行っている。

法人は、会計監査人による監査、監事による監査のほか、法人内に設置した監査室による内部監査の実施に加え、会計監査人、監事および監査室との情報交換会を実施することにより、適切に監査業務を管理・運営している。会計監査人による監査は、期中監査・期末監査・現物実査をとおして、理事会議事録・評議員会議事録、会計関係帳簿・帳票類・決算関係書類、総務部保管書類、人事関係書類など各種保管書類などの厳正な監査を行っている。